

認知症高齢者グループホームつつじ 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人マザースが設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームつつじ」（以下、「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め、利用者の自立した生活を地域社会において営むことができるように、円滑な事業の運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 事業所は指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、利用者・利用者の家族、事業所の所在する区市町村の職員、地域住民の代表等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2か月に1回程度運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。
- 4 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームつつじ
- (2) 所在地 東京都新宿区新宿七丁目3番31号

施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 家賃 | 70,000円／月 |
| (2) 食 費 | 40,000円／月 |
| (3) 光熱水費 | 20,000円／月 |
| (4) オムツ代 | 実費 |
| (5) 理美容代 | 実費 |
| (6) 趣味活動材料費 | 実費相当 |
| (7) レクリーエーション材料費 | 実費相当 |
| (8) 健康管理費 | 実費相当 |
- (インフルエンザ予防接種に係る費用等)

- | | |
|--|-------|
| (9) コピー代 | 1枚20円 |
| (10) 行政手続きの代行にかかる交通費 | 実費 |
| (11) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適當と認められる費用は実費 | |
- 2 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者及びその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について「料金表」（別表）に基づき説明を行い、利用者の同意を得なければならない。また生活保護受給者については別途経費を定める。
- 3 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。
- 4 利用料は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとし、利用開始又は利用終了に伴って1か月に満たない期間を利用した場合等は、日割り計算によって計算するものとする。
- 5 利用者は、第2項による利用料を翌月26日までに支払うものとする。ただし、利用終了に伴い月の途中で退所する場合は、残金を直近の26日までに支払うものとする。
- 6 支払いは、口座振替の方法とする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であつて認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

ること。

- 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を新宿区に届け出るものとする。
- 4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において、「第二種協定指定医療機関」という）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 7 事業所は、あらかじめ協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

（感染症や災害など非常時の備え、業務継続計画）

第16条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- （1）事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。
- 2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害時に対して消防計画などの防災計画を立て、職員及び利用者が参加する火災や災害、感染症を想定した訓練を実施する。職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年3回は実施する。そのうち年1回以上は総合訓練を実施するものとする。また、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 3 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。
- 4 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が継続的に提供できるための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - （1）事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - （2）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 19 条 事業所は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止の指針を定め、事故を防止するための体制を整備するものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、新宿区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体的拘束等)

- 第 20 条 事業所は、利用者の身体的拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族の「利用者の身体的拘束に伴う申請書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。
- 2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の掲げる措置を講じる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化を図るための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(記録の整備)

- 第 21 条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

(運営推進会議)

- 第 22 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね 2 か月に 1 回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、町内会役員、民生委員、新宿区の担当職員もしくは事業所が存在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護についての